

中央公民館、猿渡公民館・知立文化広場の利用について

知立市教育委員会 生涯学習スポーツ課

1 予約時について

(1) 入館の制限

以下のいずれかに該当する場合は、利用をしないでください。

- ア 体温が平熱比1度超過の場合
- イ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽喉痛などの症状がある場合
- ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 使用中止の部屋

十分に換気が行えないことから、引続き貸出を中止します。

中央公民館 視聴覚室及び第2講座室の単独利用（第1講座室と合せて使用の場合は利用可）

(3) 使用できない内容

- ア 使用責任者が使用前までに参加者を把握できない（不特定多数）場合
（当日会場での参加申込みは不可）
- イ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策が難しいもの
ただし、マスク着用できない楽器等の使用は、（4）及び（5）により使用を許可します。
- ウ 使用内容が飲食を目的としたもの

(4) 各施設の部屋の定員について

12月14日以降の利用について、定員制限を解除します。

ただし、※対人距離の確保ができないもの及び「（5）使用状況の確認」結果により、定員制限又は使用できない場合があります。

※「対人距離」・・・最低1m（できるだけ2mを目安に）が必要。ただし、家族等の日頃から生活を共にする集団においては、乳幼児等をだっこするなど例外

(5) 使用状況の確認

使用申請内容により、下記のいずれかに該当する場合は、使用責任者が実施する感染防止対策について個別に確認のうえ使用を許可します。

- ア 大会、イベント、式典（開閉会式、表彰式等）を実施する場合
- イ 観覧席及び観客席を設ける場合
- ウ 使用する部屋及び使用人数から密集及び密接の恐れがある場合
（使用前の待機時、入退室時及び使用時に対人距離を確保、三密回避のため時間差入退室の有無等を確認します。）
- エ マスクが着用できない（楽器・吹き矢など）の目的で使用する場合

オ 料理実習室の使用

カ 茶道（使用時に作法のみでマスクを外すことがない場合は備品貸出可とし、定員制限は行いませんが、お茶をいただくなど使用時にマスクを外す機会がある場合は、個別に感染防止対策を確認させていただきます。）

注 エ、オ又はカのうちマスクを外す機会がある使用の場合は、常時、対人距離を確保するため、各部屋の定員を（別紙１）のとおりとします。

（６）館内での食事について

中央公民館の喫茶室以外での食事を禁止しています。

ただし、知立市に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の適用がない場合に限り、同一の部屋を午前から午後又は全日の使用許可を得た団体から申出があった場合、昼食に限り使用責任者に感染防止対策を確認のうえ許可します。

（７）使用時の周知

使用責任者は利用者に対し、以下の感染防止対策を実施することを周知してください。

- ア 予約時チェックリスト（別紙２）の順守ができること
- イ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策を実施すること
（健康状態に十分に気をつけ、無理のない使用すること）
- ウ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること
- エ 定期的に換気を行うこと
- オ 対人距離を確保すること
- カ 使用者全員の来館前の検温の徹底

（８）中央公民館図書室について

- ア 室内での閲覧・学習者は８人を上限とします。
- イ 満席の場合、入室時間の早い方から退室をお願いする場合があります。
- ウ １５分以上席を離れる時は、荷物を持って行ってください。

２ 使用当日について

（１）利用に関する注意事項

- ア 各部屋の利用（鍵の貸出）は、貸出時間帯の５分前からとします。
- イ 水分補給は、本人が持参したもののみとし、他人へ提供（共有）しないでください。
- ウ 常にマスク着用など口及び鼻を覆った飛沫防止対策を実施してください。
（健康状態に十分に気をつけ、無理のない利用すること）
- エ 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること
- オ 定期的に換気を行うこと
- カ 対人距離を確保すること
（互い違いに着席、利用時間内で来館時間をずらす、利用者数減らす等）
- キ 使用後は、使用時間内において利用者の皆様で部屋の消毒清掃をお願いします。
（※消毒液・雑巾等は貸出します。）

(2) チェックリスト提出・名簿の作成

使用当日にチェックリスト及び名簿表をお渡ししますので、ご記入のご協力をお願いします。

なお、名簿作成は、**使用日**ごとに利用者の緊急連絡先を把握するため、氏名・連絡先を使用責任者が作成し管理すること。(原本は、各団体で1か月間保管してください。)

3 使用料の支払いについて

引続き、当面の間、使用料は当日にお支払いいただきます。

インターネットで仮予約されている方も**使用日当日**にお支払いいただき、使用許可を受けてからご使用ください。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、上記の内容は予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

■問合せ 知立市教育委員会生涯学習スポーツ課(中央公民館内) 電話: 0566-83-1165